(三)　理事会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者及び地域社会のニーズに特に重点を置いてコーヒー産業における金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムを適当な間隔で、他の関連機関と協力して開催する。フォーラムには、加盟国、政府間機関、金融機関、民間部門、非政府機関、利害関係を有する非加盟国及び関連の専門知識を有するその他のものの代表を含める。（第三一条関係）

8　統計上の情報、研究及び調査（第一二章）

機関は、コーヒーの生産、価格、輸出、輸入、再輸出、流通及び消費に関する統計上の情報並びにコーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的な情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。機関は、また、コーヒーの生産及び流通の経済的条件等を含むコーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告書等の作成を促進する。（第三二条～第三四条関係）

9　一般規定（第一三章）

(一)　理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができる。（第三五条関係）

(二)　加盟国は、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う。（第三六条関係）

(三)　加盟国は、コーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う。（第三七条関係）

10　協議、紛争及び苦情（第一四章）

加盟国が行うことのある申立てに関する協議並びにこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び苦情の処理について規定している。（第三八条及び第三九条関係）

11　最終規定（第一五章）

(一)　この協定は、平成一九年（二〇〇七年）九月二八日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずる。（第四二条関係）

(二)　この協定は、効力を生じた後、一〇年間効力を有する。理事会は、この協定の満了の日後についてこの協定の有効期間を一回又は二回以上連続して（ただし、延長期間の合計は、八年を超えないものとする。）延長することを決定することができる。（第四八条関係）

(三)　署名、締結、脱退、留保、改正、この協定の正文等について規定している。（第四〇条、第四一条、第四三条～第四七条及び第四九条～第五一条関係）

12　附属書

二千一年の協定に定める煎りコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るための換算係数について規定している。

13　国際コーヒー理事会決議第四三六号

機関を協定の寄託者に指定すること、機関の事務局長に対し、協定の原本等を保管し、並びに協定の原本の認証謄本を作成し、及び送付するよう要請すること等について規定している。

条約

二千七年の国際コーヒー協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第四号

二千七年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締約国政府は、

輸出収入を得るため並びに社会的及び経済的開発に関する目標を達成するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとってこの商品が特に重要であることを認め、

多くの人々、特に開発途上国における人々の生計にとってコーヒー産業が重要であることを認め、また、これらの国の多くにおいては家族経営の小規模農園で生産が行われていることに留意し、

開発に関する国際的な目標（特に貧困の撲滅に関するもの）（ミレニアム開発目標を含む。）の達成に対する持続可能なコーヒー産業の貢献を認め、

加盟国における雇用及び所得の増大並びに生活水準及び労働条件の改善をもたらすコーヒー産業の持続的な発展を助長する必要性を認め、

国際貿易を含むコーヒーに関する問題についての緊密な国際協力が、経済的に多様な世界的規模のコーヒー産業を育成し、並びに生産国の経済的及び社会的発展、コーヒーの生産及び消費の発展並びにコーヒーの輸出国と輸入国との間の関係の改善を助長し得ることを考慮し、

加盟国、国際機関、民間部門及びその他の全ての利害関係者の間における協力が、コーヒー産業の発展に貢献し得ることを考慮し、

コーヒーに関連する情報及び市場原理に基づくリスク管理の戦略の利用の拡大が、生産者及び消費者の双方の利益を損ない得る著しい市場の不安定を引き起こすおそれのあるコーヒーの生産と消費との間の不均衡を回避することに寄与し得ることを認め、

千九百六十二年、千九百六十八年、千九百七十六年、千九百八十三年、千九百九十四年及び二千一年の国際コーヒー協定の実施を通じてもたらされた国際協力から得られた利益に留意して、

次のとおり協定した。

第一章　目的

第一条　目的

この協定は、次のことにより、コーヒー産業の全ての参加者のため、市場原理に基づく状況において、世界的規模のコーヒー産業を強化し、かつ、その持続可能な拡大を促進することを目的とする。

(1)　コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること。

(2)　コーヒーに関する問題について政府間で協議し、及び民間部門と協議する場を提供すること。

(3)　経済上、社会上及び環境上の観点から持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること。